

2024年10月

お客様各位

あすか信用組合

「あすかビジネスバンキング利用規定」一部改定のお知らせ

当組合は、あすかビジネスバンキングの月額基本料有料化に伴い、「あすかビジネスバンキング利用規定」を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は改定前にお取引いただいているお客さまにも適用されます。

記

【あすかビジネスバンキング利用規定の改定内容】 (改定日 2024年10月15日)

改定前	改定後
<p>第6章 [本サービス共通事項] 第12条 手数料</p> <p>(1) 振込手数料の支払い</p> <p>契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。</p> <p>① 振込振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該振込に係る支払指定口座から支払うものとします。</p> <p>② データ伝送サービスの場合は、当組合所定の日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに指定された支払指定口座から支払うものとします。</p>	<p>第6章 [本サービス共通事項] 第12条 手数料</p> <p>(1) <u>月額基本料</u></p> <p><u>契約者は、本サービスの利用にあたって申込日の属する月の翌々月から当組合所定の日に当組合所定の月額基本料を支払うものとします。</u></p> <p>(2) 振込手数料の支払い</p> <p>契約者は、振込振替サービスまたはデータ伝送サービスにより振込を行う場合、当組合所定の振込手数料を支払うものとします。</p> <p>① 振込振替サービスの場合は、指定日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに当該振込に係る支払指定口座から支払うものとします。</p> <p>② データ伝送サービスの場合は、当組合所定の日の当組合所定の時間に、振込振替資金とともに指定された支払指定口座から支払うものとします。</p>

(5) 領収書の不発行

本サービスにおいては、手数料の領収書の発行は行わないものとします。

第15条 解約等

(2) 強制解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始 もしくは特別清算開始の申立があったとき
- ② 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき
- ③ 解約、その他営業活動を休止したとき
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑤ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき
- ⑥ 相続の開始があったとき
- ⑦ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
- ⑧ 本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- ⑨ 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

(5) 領収書の不発行

本サービスにおいては、第1項および第2項の手数料の領収書の発行は行わないものとします。

第15条 解約等

(2) 強制解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当組合はいつでも契約者に事前に通知、催告することなく、直ちに本規定に基づく契約を解除できるものとします。

- ① 当組合に支払うべき所定の手数料を当組合所定の期間支払わなかったとき
- ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始 もしくは特別清算開始の申立があったとき
- ③ 契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき
- ④ 解約、その他営業活動を休止したとき
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明となったとき
- ⑦ 相続の開始があったとき
- ⑧ 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
- ⑨ 本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- ⑩ 本規定に違反する等、当組合が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

以上